

富山県木材業者登録規程

平成10年10月1日
平成17年1月28日改正
富山県木材組合連合会

(総則)

第1条 木材業者登録の実施は木材業者登録規約(以下「規約」という。)に定めるほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 規約における木材業者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 素材生産業 : 立木の買付・伐採・搬出・販売等を営むもの
- (2) 原木販売業 : 原木の販売(市売・卸売・小売)を営むもの
- (3) 建材・銘木販売業 : 建材・銘木等の販売を営むもの
- (4) 木材製品販売業 : 製材品等の販売(市売・卸売・小売)を営むもの
- (5) 製材業 : 原木及び半製品等の製材加工を営むもの
- (6) 木材乾燥業 : 製材品の乾燥加工を営むもの
- (7) 木材チップ業 : 木材チップの製造を営むもの
- (8) プレカット業 : 建築用材のプレカット加工を営むもの
- (9) 集成材業 : 集成材の製造(構造用・造作用・大断面)を営むもの
- (10) 木材加工業 : 合板、床板、防腐防虫、樹皮処理(バーク堆肥)、土木用材等の製造を営むもの
- (11) その他 : 上記第(1)号から(10)号まで以外の木材の生産販売を営むもの

(書類の提出期限)

第3条 規約第4条第1項に規定する登録又は申請書及び第7条1項に規定する登録の変更等の届出は次のとおりとする。

- (1) 登録申請書は事業開始20日前及び更新の申請書は有効期限満了日の20日前までに提出するものとする
- (2) 登録の変更等の届出書は、変更の生じた日から20日以内に提出するものとする

(登録申請書の様式)

第4条 登録申請書の様式は次のとおりとする。

- (1) 登録申請書 別紙1号様式(更新の登録申請書も同一とする)
- (2) 登録簿 別紙2号様式
- (3) 登録証 別紙3号様式
- (4) 登録証の再交付申請書 別紙4号様式
- (5) 規約第7条の規定による届出
 - (イ) 規約第4条各号に掲げる事項に変更を生じた場合 別紙5号様式
 - (ロ) 事業を廃止した場合 別紙6号様式

(登録料等の納付方法)

第5条 規約第6条の規定による登録料及び登録証再交付手数料は申請を行うとき、現金により納付しなければならない。

(申請書等書類の提出)

第6条 申請者は、この規程第4条に定める登録申請書、登録証再交付申請書、変更届等「正副」2通を作成し、申請者が所属する地区木材組合に提出するものとする。

ただし、申請をしようとする者が、地区木材組合未加入者等員外業者である場合についても同手続きによるものとする。

- 2 申請者が2以上の営業所(工場)を有する場合は、主たる営業所において、その地域の地区木材組合に提出するものとする。
- 3 登録申請書等を受理した地区木材組合の代表者は、速やかに申請書等の内容を検討し、意見を付して「正」1通を本連合会会長に提出し、「副」1通は地区木材組合の控えとして保存する。

(登録等の取り扱い)

第7条 本連合会長は、地区木材組合代表者より登録申請書を受理したときは登録簿に登録するとともに、登録証を申請者に交付するものとする。

(登録番号)

第8条 登録番号は、本木材組合連合会の名称の頭文字を付した一連番号とする。